

賃金アンケートにご協力を!! 回答はWebのみ!

全組合員を対象に、インターネット(パソコン・スマートフォンを利用)で賃金アンケートを実施します!

- 受付期間:7月31日まで
- 調査対象月:今年3月の一か月間



回答はインターネット
所要時間5分程度



賃金アンケートHP



発行所
広島県建設労働組合
 〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
 発行人 書記長 藤岡 祐二
 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
 定価1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

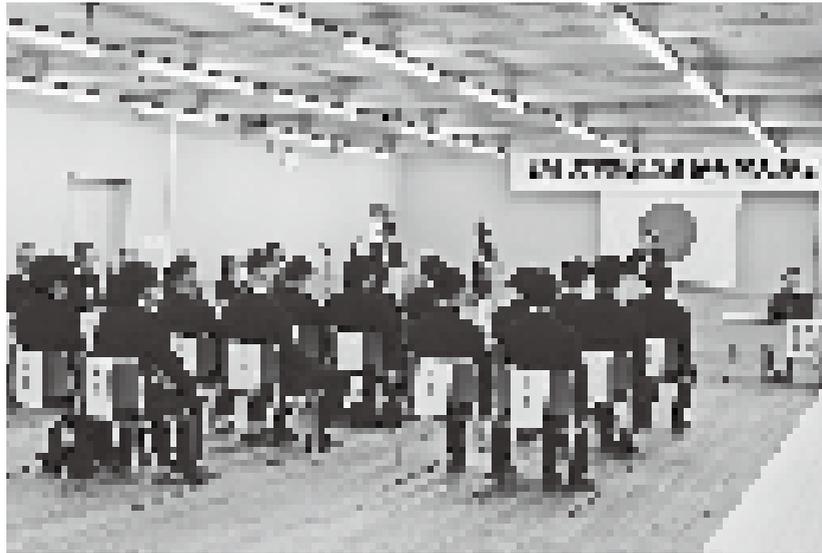
ひろしまけんろう 検索

スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい
(別途通信料金が必要となります)

令和7年度 建築・硝子が合同で入校式



14人が技能者への 第一歩を踏み出す



合同入校式で校長の激励に耳を傾ける新入生たち

4月11日(金)、広島県建築高等職業訓練校および広島硝子高等職業訓練校の令和7年度合同入校式が開催されました。今年度は両校合わせて14人(建築訓練校8人、硝子訓練校6人)の新入生が入校し、晴れて技能者への第一歩を踏み出しました。

式典では建築・原校長より「建設業界を支える人材は『宝』であり、入校生の皆さんには、働きながら学習や実習に努力しましょう」と温かい歓迎の辞が述べられました。

立派な社会人となることを誓い、決意を新たに

松田 侑磨さん
西川 航太さん
古谷 真那斗さん
平本 誠二さん
渡邊 真音さん

「建設業界を支える人材は『宝』であり、入校生の皆さんには、働きながら学習や実習に努力しましょう」と温かい歓迎の辞が述べられました。

新入生の声

技術をもっと

第2地連 佐藤 陸斗さん



高校卒業後に建設会社で大工をしていて、専務の紹介で入校しました。技術をもっと身につけたいし、資格も取りたいと思います。資格があれば会社でも優遇されるので、しっかりと頑張りたいです。

大工の道へ

第5地連 西川 航太さん



小さい頃から大工の父の仕事を見て育ちました。一度は配管工になったけど、やっぱり大工の道に進みたくて父のもとへ。伝統的な技術を学びながら、しっかりと腕を磨いていきたいです。

組合加入応援企画

組合加入時に
広島建労LINE
「友だち追加」で
もらえるクーポン
提示で1,000円分の
クオカードを
プレゼント!

今年も実施!



1 実施期間

2025年12月24日(水)12時まで

2 企画対象者

実施期間中に組合加入手続きを完了した方。

3 手続きの流れ

- ①広島建労LINE公式アカウント「友だち追加」するとクーポンを発行。
- ②新規加入者が組合加入手続きの際、地連窓口でクーポンを提示。
- ③毎月、企画対象者を集約し、1,000円分のクオカードを郵送でプレゼント。

2025年4月15日に公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」により、職場での熱中症対策が事業者の義務として強化されます。違反した場合には罰則も科されるため、迅速な対応が求められます。(2025年6月1日施行)

職場における熱中症対策が義務化されました

熱中症対策は労働者の安全と健康を守るための重要な取り組みです。

【改正のポイント】

1. 対象作業

- WBGT(湿球黒球温度)28度以上、または気温31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業。

2. 事業者の義務

- 報告体制の整備と周知
熱中症の自覚症状がある作業員やそのおそれがある作業員が報告できる体制を整備し、周知すること。
- 重篤化防止措置の策定と周知
作業からの離脱、身体の冷却、医師の診察などの手順を定め、関係者に周知すること。

3. 罰則

- 違反した場合、「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」が科される可能性があります。

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない
 (重篤化させない)ための
 適切な対策の実施が必要**

見つける

判断する

対処する

基本的な考え方

- 事業者が行うべき対応
- WBGTや気温の測定による作業環境の確認
- 報告体制や措置手順の策定と周知
- 労働者への安全衛生教育の実施

詳しくは、右記のQRコードから厚生労働省の資料をご確認ください。



「丸のこ等取扱い作業従事者安全教育」講習のご案内

日時は以下の通りです。広島建労HP「新着情報」に掲載の開催案内に従ってお申込みください。申込書は地連窓口にも設置しています。



日時: 9月28日(日)
9:00~13:30
会場: 広島建労会館 2F会議室
(広島市西区横川新町8-12)
受講料: 組合員4,400円(税込)
員外6,600円(税込)
定員: 30人
申込締切: 9月8日(月)まで

まずは組合へご相談を



法人化（株式会社など設立）を予定している組合員の皆様へ

法人事業所(株式会社など)または従業員を常時5人以上雇用する個人事業所は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制適用となります。

ただし、すでに建設国保に加入の個人事業主が法人になった日(※)などから14日以内に年金事務所へ「健康保険適用除外」(厚生年金の取得)を申請して承認を受けることにより、建設国保に残ることができます。しかし、年金事務所への届け出が法人になった日(※)などから14日を超えた時は、健康保険の適用除外が認められず、建設国保に残ることができません。

められず、建設国保に残ることができません。

必ず期限内に組合で手続きを行い、年金事務所へ申請してください。

※法人になった日とは…

- ・法人事業所(株式会社など)を設立した
- ・事業所を法人化(株式会社など)した
- ・個人事業所で常用の従業員が5人以上になった

詳しくは所属の地連事務所までお尋ねください。

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

高額介護合算療養費について

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯において、医療保険及び介護保険の自己負担の合計が著しく高額となり一定額を超えた場合、その超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。

(各医療保険ごとに自己負担額が合算される為、同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません)

自己負担限度額

◎70歳未満の人

ア/旧ただし書所得901万円超	212万円
イ/旧ただし書所得600万円超～901万円以下	141万円
ウ/旧ただし書所得210万円超～600万円以下	67万円
エ/旧ただし書所得210万円以下	60万円
オ/住民税非課税	34万円

※8月1日から翌年7月31日までの1年分を合算します。

◎70歳から74歳の人

一定以上	(課税所得が690万円以上)	212万円
	(課税所得が380万円以上)	141万円
	(課税所得が145万円以上)	67万円
一般(一定以上にも低所得にも該当しない)		56万円
低所得Ⅱ(世帯全員が住民税非課税)		31万円
低所得Ⅰ(世帯全員が住民税非課税で所得もない)		19万円

高額な医療費・出産費用負担軽減のための制度

① 限度額適用認定証(高額療養費の現物給付)

医療費が高額になると、建設国保が発行する「限度額適用認定証」等を受診の際に保険証と一緒に提示していただくことにより、医療機関等での支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額を超えた高額療養費の部分については、建設国保が直接医療機関等に支払います。

※マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局では、ご本人が情報提供に同意された場合、「限度額適用認定証」の提示がなくても限度額を超える支払いはありません。

② 出産育児一時金の直接支払制度と受取代理制度

被保険者の方が出産したときにかかった出産費用に出産育児一時金を充てることが出来るよう、原則として建設国保から出産育児一時金が病院などに直接支払われる制度です。

これらの制度を利用すると、分娩費用が48万8千円(※50万円)を超えるときは、超えた分だけを医療機関等へ支払えば済みます。また、分娩費用が48万8千円(※50万円)未満のときは、医療機関等への支払いは不要となり、差額分を建設国保に請求することにより後日建設国保から差額分が支給されます。

受取代理制度を利用できるのは、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、出産予定日から2ヶ月以内の方で、受取代理制度を受けることができる医療機関等の了解と所属の地域連合での事前の手続きが必要です。

詳しくは所属の地域連合へお問い合わせ下さい。

※産科医療補償制度加入医療機関で出産された場合

○広島県で受取代理制度が利用可能な医療機関

- 【・医療法人社団 松田医院 ・柴田産婦人科皮膚科
- ・医療法人社団 日の浦会 佐々木産婦人科】

③ 貸付制度

建設国保では、高額な医療費または出産にかかる費用を支払うための当座の資金として、貸付制度(無利子)を設けています。

貸付額はそれぞれの給付金の8割相当額ですが、上記①・②の制度を利用したときには、貸付制度は利用できません。

ご利用の組合員さんは、所属の建設労働組合の地域連合へ詳細をお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。

国民健康保険特定疾病認定申請について

人工透析や血友病などの高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならない人については、申請をしていただくと、1ヶ月の自己負担限度額が軽減されます。

申請後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方は、マイナンバーカードを医療機関に提示していただくことで1ヶ月の自己負担限度額が1万円となります。マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされていない方は、「国民健康保険特定疾病療養受療証」を交付しますので、「資格確認書」と一緒に医療機関に提示していただくことで1ヶ月の自己負担限度額が1万円となります。

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方は「国民健康保険特定疾病療養受療証」は交付されません。

この制度は、特定疾病の治療に対してのみ有効で、複数の医療機関で治療を受けられた場合は、医療機関ごとに自己負担限度額(1万円)を負担することになります。

※70歳未満で人工透析を実施している慢性腎不全の自己負担限度額は、上位所得者(基礎控除後の年間所得額が600万を超える世帯の方)につきましては2万円となります。

◎特定の疾病

1. 人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
2. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障害又は先天性血液凝固第9因子障害(血友病)
3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

◎申請に必要なもの

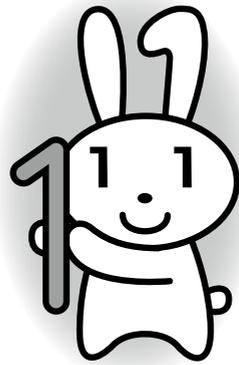
- ・印鑑 ・医師の意見書
 - ・組合員及び認定対象者の個人番号が確認出来るもの
- ※医師の意見書は所定の様式が各地域連合の窓口にありますので、その様式に記入をしてもらうようにしてください。

マイナンバーカードの保険証利用登録をしましょう!

令和6年12月2日以降、従来の保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。現在お持ちの保険証についても有効期限到来後の利用はできなくなり、医療機関等受診の際はマイナ保険証又は資格確認書※を利用することとなります。

マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない方は、マイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関や薬局で顔認証付きカードリーダーからでも利用登録ができますので、早めに登録を済ませましょう。

※マイナ保険証をお持ちでない方は、お手元の保険証の有効期限が切れる前に当組合より資格確認書を送付いたします。



マイナンバーカードを保険証として利用することで、医療費・薬剤情報の閲覧も可能となっており、これにより初めて受診する医療機関等でも、より適切な医療が受けられるようになります。また、限度額適用認定証の手続きなしで高額療養費の自己負担限度額を超える支払いが不要になります。

被保険者の課税標準額の調査について



建設国保は自主運営の組合で、組合員の皆さんから納めて頂く保険料と国からの補助金により運営を行っておりますが、この国からの補助金は建設国保へ加入している方々の



所得状況により補助率が決定し補助されることとなっております。また、この調査は国からの指示により3年に1度の実施となり、今年度は実施の年となっております。

調査事項は令和7年度の市町村民税に係る課税標準額で、調査対象者は厚生労働省が指定した方式に則り決定された組合員とその家族の方となります。

調査方法につきましてはマイナンバーを利用し、お住まいの自治体に直接照会のうえ情報を取得させて頂くことから、対象者の方にお手数をおかけすることは少ないものと考えておりますが、照会の結果、必要な情報が取得出来なかった場合にはご連絡等させていただくこともありますので、その際にはご協力いただきますようお願いいたします。

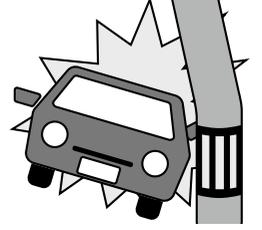
国保組合を運営するにあたり大変重要な調査となっておりますことご理解いただき、ご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

※取得する所得情報は当該調査以外の目的で使用することはありません。

仕事中のケガなどは労災保険で治療を



仕事や出勤・帰宅途中の事故(交通事故)による傷病は、労働災害といい、労災保険で治療を受けること



なっています。労働災害は国民健康保険を使って治療を受けることはできません。

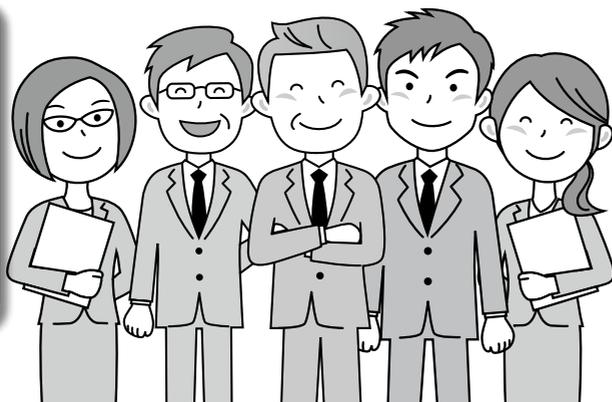
もし、労働災害であるにもかかわらず国民健康保険を使って治療を受けた場合、後日その医療費を建設国保に返していただくこととなります。

労働災害で病院に受診する場合には、労働災害であることを告げ、必ず労災保険で治療を受けてください。

労災保険は、労働者を守る保険です。一人親方や事業主本人・家族であっても、一定の条件の下で特別に加入することができます。万一に備え、労災保険に加入するようにしましょう。



健康保険適用除外申請について



- 「法人事業所を設立した」
- 「法人事業所に勤め始めた」
- 「個人事業所だが、従業員が5名以上となった」など

通常であれば社会保険(健康保険+厚生年金)の適用となりますが、国保組合の組合員においては「健康保険適用除外(並びに厚生年金の取得申請)」を行えば、国保組合に残ることができます。しかし、健康保険適用除外申請は、特別な事情がある場合を除き、**事実発生から14日以内(厚生年金は5日以内)**に手続きを行わなければいけません。

期限内に申請が行われず、社会保険に移行しなければならない事案も発生していますので、申請しなければならない事実が生じた場合には、必ず期限内に手続きを行っていただきますようお願いいたします。

70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費について



基準日(7月31日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間※(前年8月1日から7月31日まで)のうち一般区



分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、144,000円を超える場合は、その超えた部分が申請により支給されます。

※計算期間中に加入している保険が変わった場合でも、各医療保険での支払った自己負担額を合算し計算できる場合があります。詳しくは所属の地域連合にお問い合わせください。

5月1日の
組織人員
11,641人

労働安全標語

かもしれない!
気付くゆとりが
事故防ご

第3地連しまなみ
西川 翔さん
令和6年度・優秀賞

労災保険に入りましょう

労働災害地連別件数一覧表
令和7年4月分

Table with 2 columns: 地連名, 件数. Rows include 第1地連福山, 第2地連芦品, 第5地連瀬戸内, etc.

()内は一人親方

Table with 2 columns: 内容, 件数. Rows include 工具・機械, 転墜, 交通事故, etc.

「カンガルーマーク」クイズ

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されています。ハガキ(FAX可)に「カンガルーマーク」の総数(写真内)のものを回答してください。...

建設キャリアアップシステムを活用した
雇用管理改善の取組に対し、最大160万円
(一事業年度あたり)が支給されます!

人材確保等支援助成金
建設キャリアアップシステム等活用促進コース

建設業における人手不足への対策として、建設技能者の賃金を能力・経験に応じた適切なものとする... 助成金の目的

助成金の概要

支給対象となる事業者 中小建設事業主
以下の全てを満たす中小事業主が対象です。
◆雇用保険料率が17.5/1,000であることもしくは建設業の許可を得たうえで、雇用保険料率が17.5/1,000以外であること

助成対象となる取組

以下の取組を行うことが必要です。
◆雇用する全ての建設技能者について、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行うこと
◆能力評価制度のレベル判定でレベルが上がった者の賃金を5%以上増加させること

支給額

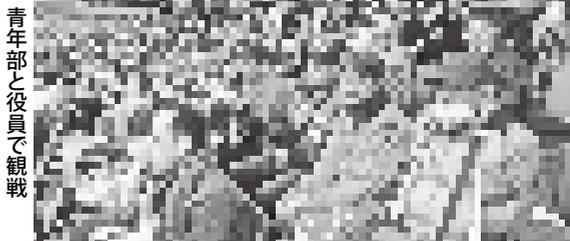
算定対象となる建設技能者(※)の数×16万円
※レベル判定で昇格判定を受け、賃金が5%以上増加した技能者(支給上限)一事業年度あたり160万円(10人×16万円)

申請手続き・流れ

- 1 計画届の提出 賃金を増額改定する月の6か月前から2か月前までに提出
2 技能者登録※ 雇用する全ての技能者について技能者登録(詳細型登録)を完了させる
3 昇格の判定※ 能力評価制度のレベル判定を行いレベルを上げる(昇格判定)
4 賃金の改定 レベルが上がった技能者の賃金を5%以上増加させて支給する
5 賃金の比較 改定前後12か月間の賃金を比較し、5%以上増加していることを確認する
6 支給申請・支給 取組終了後に支給申請書を提出し、助成金が支給される

※2「技能者登録」や3「昇格の判定」が、1「計画届の提出」より前に行われている場合でも助成金の対象になります。

詳しくは、こちらのQRコードを読み取って、ご確認ください。



青年部と役員で観戦... 第1地連福山青年部は、3月30日(日)にマツダスタジアムで開幕戦のカープ対アイガース戦を観戦しました。

第1地連山 カープ戦で交流会
「次回も」と反響

【青年部長・深田一見】

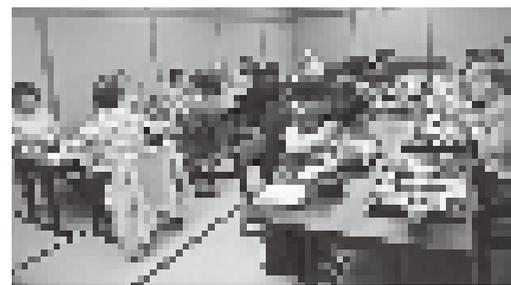
月30日(日)にマツダスタジアムで開幕戦のカープ対アイガース戦を観戦しました。

き、20人で観戦することができました。「次回も行きたい」との声も寄せられ、嬉しく思っています。...

第1地連山 可憐な花に見とれ
山のめぐみを満喫

【主婦の会会長・穂田和子】

4月15日(火)、神石高原町の「光信寺の湯ゆつくら」へ、19人で20人乗りのマイクロバスに乗って行き、



「ゆっくら」で食事

その中でも私は、「ヒトリシズカ」という花に一目ぼれしました。名前だけ知っていましたが、実物を見るのは初めてでした。...

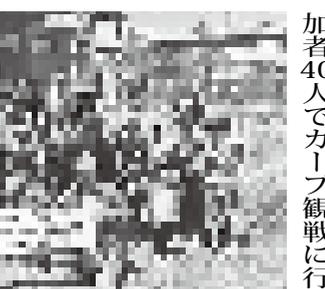
発し、途中、道の駅さんわに立ち寄りしました。そのあたりから雨がぼつぼつと降り始めました。道の駅には、神石こんにやくやお餅、今が旬のたけのこ、ごみ、

第9地連北 晴天の下カープ観戦
ビール片手に声援送る

【北広島・教宣部長・廣増一宏】

4月13日(日)、参加者40人でカープ観戦に行きました。

懸命に声援を送り、見事にカープは勝利しました。相手のミスもありましたが、それも運のうち。...



球場近くに到着

昨年同様、5回コールドゲームという残念な結果でしたが、今年は一転して晴天に恵まれ、球場へ向かうバスの中もウキウキとした雰囲気でした。...

全建総連の新会館
の名称を募集

全建総連では、2026年に完成予定の新会館にふさわしい名称を募集しています。募集期間：2025年5月1日～7月31日



6/7月の行事予定
7月 27201252日 四役会議
8月 2221日 第8地連木工教室(佐伯地区)
9月 2627日 足場作業主任者講習(五日市・湯来・その他地区)